

免許番号	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
豊富さけ定第1号	天塩郡豊富町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
豊富さけ定第2号	天塩郡豊富町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
豊富さけ定第3号	天塩郡豊富町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1)敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第1号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から4分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第2号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第3号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第4号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

稚さけ定第5号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第6号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第7号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第8号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第9号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、最も陸側を陸網とし、それ以外を沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第10号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第11号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
稚さけ定第12号	稚内市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

枝さけ定第12号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第13号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第14号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月6日までの間は中網を、9月3日から9月8日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第15号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第16号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第17号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第18号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第19号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から 令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

枝さけ定第20号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
枝さけ定第21号	枝幸郡枝幸町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から12月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から9月2日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月3日から9月7日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。